

測量法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による地殻変動によりその位置が移動した日本経緯度原点及び日

本水準原点の原点数値を正確な値に改めるものとする事。

(第二条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする事。

(附則関係)